

四日市市告示 第26号

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の6の規定により放置自動車等の保管状況を次のように告示する。

平成29年 1月26日

四日市市長 森 智 広

1. 保管した違法放置物件の車種車名、その他、台数

- ・車種 普通乗用自動車
- ・車名 ニッサンラルゴ
- ・塗色 黒色
- ・形状 箱型
- ・初年度登録 平成5年8月
- ・台数 1台

2. 保管した違法放置物件の放置されていた場所及び、その違法放置物件を除去した日時

- ・放 置 場 所 四日市市大字日永 市道上
- ・除却した日時 平成18年 2月22日

3. 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管場所

- ・保管を始めた日時 平成18年 2月22日
- 保管場所 四日市市中村町 市所有の自転車保管所

3. 前3号に掲げるもののほか、保管に係る車両の放置期間の把握及び確認期間等返還の参考事項

- ・放置把握期間 平成17年12月27日から平成18年 1月11日まで
- ・放置確認期間 平成17年12月27日から平成18年 2月22日まで
起算して27日
- ・保管期間 除去した日から起算して10年11カ月

5. 連絡先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部道路管理課 管理係 TEL059-354-8209

